

岩手県畜産振興総合対策推進指導事業実施要領

	平成18年3月31日 畜第1662号
一部改正	平成19年4月16日 畜第94号
一部改正	平成22年4月1日 畜第213号
一部改正	平成22年11月4日 畜第877号
一部改正	平成23年4月1日 畜第237号
一部改正	平成26年2月14日 畜第1101号
一部改正	平成26年8月28日 畜第566号
一部改正	令和4年6月15日 畜第244号

第1 趣 旨

岩手県畜産振興総合対策推進事業（以下「事業」という。）は、畜産振興の総合対策を円滑かつ適正に推進することを目的とし、この要領により実施する。

第2 事業の種類、内容等

事業の種類は次のとおりとし、各事業の内容及び事業実施主体はそれぞれ別表1のとおりとする。

- (1) 乳用牛群総合改良推進事業
- (2) いわて和牛改良増殖対策事業
- (3) 日本短角種集団育種推進事業
- (4) 家畜導入事業資金供給事業

第3 事業の着手と実施期間

事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。

ただし、乳用牛群総合改良推進事業、いわて和牛改良増殖対策事業及び日本短角種集団育種推進事業については、年度内に実施した事業行為について、当該年度補助事業の対象とできるものとする。

第4 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

- (1) 事業実施主体は、別表2に定める様式を作成し、様式第2号に添付して提出する。
ただし、第2の(1)に定める事業について、市町村長（2以上の市町村を区域とする農業協同組合等が事業実施主体となる場合にあっては、関係市町村間で調整の上、主たる市町村の長とする。以下同じ。）は、事業実施主体から提出された事業実施計画（様式第1号）が、岩手県畜産振興総合対策推進指導事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）及び岩手県畜産振興総合対策推進指導事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に照らして適正であること並びに効果的・効率的な事業実施体制が確保されていることを確認し、様式第2号と併せて振興局長に提出するものとする。

- (2) 知事又は広域振興局長は、(1)の提出があったときには、交付要綱及び実施要領に照らして適正であること、並びに効果的・効率的な事業実施体制が確保されていることを確認し、適切であると認めた場合は、承認を行う。
- (3) 広域振興局長は、事業実施計画(様式第1号)を承認したときには、速やかに計画書等の写しを農林水産部長に提出し、その旨報告するものとする。

2 事業実施計画の変更

次に掲げる事業実施計画の重要な変更がある場合の手続きは、前項に準じて行うものとする。

- (1) 事業種目の新設又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 設置場所の変更
- (4) 事業種目ごとに事業費の30パーセントを超える増減

第5 助成措置

県は、毎年度、予算の範囲内において、事業の実施、指導等に必要な経費について別に定めるところにより補助するものとする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、毎年度、当該年度の事業実施状況を作成し、様式第3号に添付して別表2に定める様式を、第4の1の(1)に準じて広域振興局長等に提出するものとする。
- 2 広域振興局長は、1の提出があったときには、すみやかに農林水産部長に報告するものとする。

第7 事業完了確認等

- 1 事業実施主体は、事業が完了したときは、速やかに市町村長(事業実施主体が市町村等の場合にあつては広域振興局長、県の区域を対象とする等広域的な取組を行う事業実施主体にあつては知事)に事業完了届(様式第4号)を提出するものとし、市町村長は広域振興局長に提出するものとする。
- 2 広域振興局長は、1の届出があつたときは市町村長、事業実施主体の長の立会のもとに事業完了確認を行うものとし、確認の結果、不適正な事項があると認めたときは、是正を指示し、事業の適正実施を期するものとする。(様式第5号)

第8 その他

事業の実施に関し必要な事項については、この要領に定めるもののほか、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月16日から施行し、平成19年4月1日以降の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年11月4日から施行し、平成22年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月14日から施行し、平成25年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月28日から施行し、平成26年度分の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年6月15日から施行し、令和4年度分の事業から適用する。

なお、施行日前までに計画承認申請のあった事業実施計画に係るものについては、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4の2以降についてはこの通知による改正後の要領を適用するものとする。

別表1 (第2関係)

事業種類	事業種目・内容	事業実施主体
1 乳用牛群総合改良推進事業	乳用牛群検定普及定着化事業 岩手中央酪農業協同組合が乳用牛群検定普及定着化事業を行う場合に要する経費及び農業協同組合又はその他農業者の組織する団体が乳用牛群検定普及定着化事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要するもの	岩手中央酪農業協同組合、農業協同組合又はその他農業者の組織する団体
2 いわて和牛改良増殖対策事業	(1) 調整交配雌牛確保事業 全国農業協同組合連合会岩手県本部が、現場後代検定牛に係る調整交配を実施するために要するもの	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	(2) 検定子牛契約肥育事業 全国農業協同組合連合会岩手県本部又は農業協同組合が、現場後代検定牛に係る調査子牛の肥育調査を実施するために要するもの	全国農業協同組合連合会岩手県本部又は農業協同組合
	(3) 直接検定候補牛確保事業 全国農業協同組合連合会岩手県本部が、直接検定候補牛を確保するために要するもの	全国農業協同組合連合会岩手県本部
	(4) 現場後代検定調査子牛確保事業 全国農業協同組合連合会岩手県本部が、現場後代検定に係る調査子牛を確保するために要する経費	全国農業協同組合連合会岩手県本部
3 日本短角種集団育種推進事業	検定子牛契約肥育事業 農業協同組合が、現場後代検定牛に係る調査子牛の肥育調査を実施するために要するもの	農業協同組合
4 家畜導入事業 資金供給事業	(1) 農協有等導入事業 市町村が農協有等導入事業に要する資金の供給に必要な基金の造成を行う場合に要するもの	市町村
	(2) 特別導入事業 市町村が特別導入事業に要する資金の供給に必要な基金の造成を行う場合に要するもの	市町村

別表 2 (第 4、第 6 関係)

事業種類	提出書類及び添付書類	様式	提出先
(1) 乳用牛群総合改良推進事業	1 計画承認申請書 2 事業実施計画書 3 乳用牛群総合改良推進事業計画書	1 様式第 2 号 2 様式第 1 号 3 別紙様式第 1 号	広域振興局長 (市町村長を経由して提出) ただし、岩手中央酪農業協同組合が事業実施主体の場合は、知事
	1 実施状況報告書 2 乳用牛群総合改良推進事業実績書	1 様式第 3 号 2 別紙様式第 1 号	
(2) いわて和牛改良増殖対策事業	1 計画承認申請書 2 事業実施計画書 3 いわて和牛改良増殖対策事業計画書	1 様式第 2 号 2 様式第 1 号 3 別紙様式第 2-1 号	知事 ただし、農業協同組合が実施主体の場合は、広域振興局長
	1 実施状況報告書 2 いわて和牛改良増殖対策事業実施状況報告書	1 様式第 3 号 2 別紙様式第 2-2 号	
(3) 日本短角種集団育種推進事業	1 計画承認申請書 2 事業実施計画書 3 日本短角種集団育種推進事業計画書	1 様式第 2 号 2 様式第 1 号 3 別紙様式第 3-1 号	知事
	1 実施状況報告書 2 日本短角種集団育種推進事業実施状況報告書	1 様式第 3 号 2 別紙様式第 3-2 号	
(4) 家畜導入事業資金供給事業	1 計画承認申請書 2 事業実施計画書 3 基金造成計画 4 導入計画	1 様式第 2 号 2 様式第 1 号 3 別紙様式第 4-1 号 4 別紙様式第 4-2 号	広域振興局長
	1 実施状況報告書 2 導入対象者の家畜飼養の概要	1 様式第 3 号 2 別紙様式第 4-3 号	